



平成25年 4月10日  
水管理・国土保全局  
砂防部 保全課

派遣した地すべり専門家の調査結果に基づき、上越市は板倉区国川地すべり対策地の避難勧告を1年1ヶ月ぶりにすべて解除しました

平成24年3月7日に発生した新潟県上越市板倉区国川地内における地すべり災害について新潟県の実施する対策工事が概ね完了したので、県と上越市が合同で地域の安全性を調査するのにあたり、県からの依頼を受け地すべり専門家を派遣しました。

調査結果に基づき市は、平成24年3月8日から発令していた避難勧告のうち一部残っていた避難勧告（4世帯11名）を、本日午前9時30分に全て解除しました。

#### 1 地すべり専門家

独立行政法人 土木研究所 雪崩・地すべり研究センター
秋山 一弥 センター所長
丸山 清輝 研究員
桂 真也 研究員
畠田 和弘 交流研究員

#### 2 派遣日程

平成25年4月9日(火)

#### 3 派遣先

新潟県上越市板倉区国川地内

#### 別紙-1 地すべりの発生からの経緯

(参考-1)土砂災害 防止法の改正

(参考-2)板倉区国川地すべり災害に係る避難勧告の解除について(上越市)

#### 問い合わせ先

#### 水管理・国土保全局砂防部保全課

保全調整官 西井洋史 (内線36-202)
課長補佐 山本 悟 (内線36-232)
代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8469
FAX 03-5253-1611

# 地すべりの発生からの経緯

## 別紙一－1－1 国土交通省

いたくらく こくわく

- 平成24年3月7日、新潟県上越市板倉区国川地内において、融雪による地すべりが発生。
- 新潟県は、8日に**地すべり及び都道府県で初めて土砂災害緊急地すべり対策事業採択**。
- 平成24年4月6日、災害関連緊急地すべり対策事業調査を実施。
- 主要な対策工完了に伴い平成25年4月9日現地調査を実施。10日に**上越市が避難勧告を解除**。



位置図

### 経過写真



3月10日11時頃



3月13日8時頃



3月18日16時頃



5月17日午前8時30分頃

### 新潟県による対応経緯

平成24年	地すべり発生	緊急調査着手	土砂災害緊急情報1号（被害想定範囲設定）
3/7	地すべり発生	緊急調査着手	土砂災害緊急情報1号（被害想定範囲設定）
3/8			土砂災害緊急情報2号（被害想定範囲拡大）
3/9		応急対策着手	国川地区 21世帯80名に避難勧告
3/10			土砂災害緊急情報3号（被害想定範囲再拡大）
3/13			土砂災害緊急情報4号（被害想定範囲縮小）
3/27			土砂災害緊急地すべり対策事業採択
4/6			避難勧告を大幅縮小
5/21			土砂災害緊急情報5号（緊急調査終了）
6/28			現地調査
7/3			避難勧告の一部解除

### 【地すべり規模】

- 幅 約150m
- 長さ 約500m
- 深さ 約20m
- 移動距離 約250m
- 移動土砂量 約75万m<sup>3</sup>

- 被害  
・住家4戸及び非住家7戸損壊  
・県道三和新井線通行止
- ※人的被害は無し

平成25年

- 4/9 現地調査
- 4/10 避難勧告全域解除

# 地すべりの発生からの経緯

別紙－1－2 国土交通省

災害関連緊急地すべり対策事業  
融雪に伴い発生した地すべりに対し、  
新潟県が実施していた主要な対策工が完  
了。  
【国川地区（新潟県）】  
事業費 約24.6億円  
主な対策工 排土工、アンカーワーク  
対象 人家24戸、県道

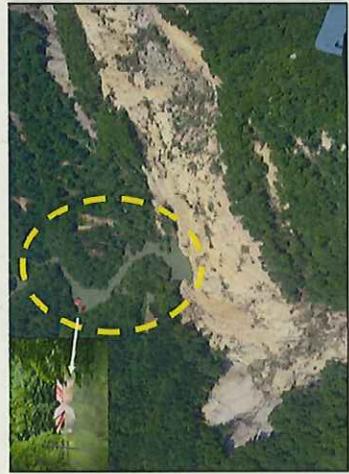


## (参考-1) 土砂災害防止法の改正

# 土砂災害防止法の改正

## 背景

- ① 岩手・宮城内陸地震(H20)、新潟県中越地震(H16)の際、多数の**天然ダム(河道閉塞)**が形成が受け、国が支援を実施。
- ② 天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、  
-ひとたび発生すると**広範囲に多大な被害が及ぶ**おそれ  
-時々刻々と状況が変化し、**リスクの把握**に技術力が必要



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された磐井川下流域の避難対象工り行  
(天然ダム(河道閉塞)から概ね20Km)

## 課題

- 大規模な土砂災害が急迫している場合について
- ① 住民に避難指示をする権限はあるが、  
技術力が不足し、**避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難**。  
このため、国又は都道府県による**技術的支援**が必要。
  - ② 国と都道府県の役割や関与が不明確。

## 改正の目的

- ① 大規模な**土砂災害**が急迫している状況において、  
市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう  
**国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供**
- ② 高度な技術を要する土砂災害については**国、**  
**その他の土砂災害については都道府県の役割や関与を法律上明確化**

## 概要

大規模な土砂災害が急迫[天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り等]

### 今回の追加事項

天然ダムや火山噴火に伴う土石流、天然ダムの湛水(高度な技術を要する土砂災害)について**は国、**  
地滑りについては**都道府県が緊急調査を実施**

緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村へ通知・一般へ周知

市町村長が住民への避難を指示(災害対策基本法第60条)等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

(参考－2－1)

平成 25 年 4 月 10 日

## 情 報 提 供

報道機関 各位

上 越 市 役 所

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

TEL (025) 526-5111

FAX (025) 526-6111

表 題	板倉区国川地すべり災害に係る避難勧告の解除について
と き	—
と こ ろ	—
内 容	<p>板倉区国川で発生した地すべりに伴い、これまで避難勧告を発表していましたが、次のとおり避難勧告を解除します。</p> <p>1. 解除日時 4月10日（水）午前9時30分</p> <p>2. 解除対象 上越市板倉区国川 対象世帯数 4世帯 対象人数 11人</p> <p>3. 解除の理由 新潟県が設定した「被害が想定される土地の区域」が全面解除され、避難の必要がなくなったため。</p> <p>※ 避難勧告解除に関する市長コメント…別紙のとおり</p>
問合せ	防災危機管理部 防災危機管理課 広報主任 岩野副課長（内線 1862）

(参考－2－2)

## 板倉区国川地内の地すべり災害に係る避難勧告の全面解除について

### 上越市長コメント

本日、9時30分に4世帯11人の皆さんへの避難勧告を解除いたしました。

復旧工事が進み、地域の安全性が確認されましたことは、大変喜ばしいことであり、災害復旧にご尽力いただいたおります皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、地域をあげて復興に取り組んでおられる地元町内会の皆様にあらためて敬意を表するものであります。

4世帯11人の皆さんにおかれましては、避難勧告の解除後も避難生活を余儀なくされておられます。

市といたしましても、一日も早い生活再建が実現するよう、引き続き支援を行ってまいります。

平成25年4月10日  
上越市長 村山秀幸